

「細則4-5 ドライコンテナによる危険物の貯蔵」の解説

令和4年の消防庁通知により、ドライコンテナにより危険物を貯蔵する屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所の設置が認められました。

当該通知により、ドライコンテナにより危険物を貯蔵する屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所は、ドライコンテナによる危険物の貯蔵基準である細則4-5を定める必要があります。

関係通知：【R 4. 12. 13 消防危 283】

細則4-5 ドライコンテナによる危険物の貯蔵	
定める必要がある施設	ドライコンテナにより危険物を貯蔵する屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所
第1 総則	当所のドライコンテナによる危険物の貯蔵は、本編及び関係する細則によるほか、第2で定める「ドライコンテナによる危険物の貯蔵基準」に基づき行うものとする。
第2 ドライコンテナによる危険物の貯蔵基準	
1	ドライコンテナは、それ自体を輸送することを目的として保管しているものであり、倉庫として物品を出し入れする等の目的外使用はしないものとする。
2	ドライコンテナは常時施錠され、貯蔵所内で開封しないものとする。
3	ドライコンテナを積み重ねる場合は、同じ類の危険物を収納するものに限ることとし、かつ、地盤面からコンテナの頂部までの高さが6メートルを超えないようにする。
4	ドライコンテナ外部の見やすい箇所に、同コンテナ内に収納している危険物の品名、危険等級、化学名（第四類で水溶性のものは化学名及び「水溶性」）、数量及び危険物に応じた注意事項（「火気厳禁」、「禁水」等）の表示を行うものとする。
5	ドライコンテナを複数置く場合は、相互間に点検等のための間隔を設けるものとする。
6 その他	



表示については、フィルム加工やラミネート加工を施すなど、雨水による汚損等を防止する措置を講じてください。

施設の実態に応じて変更、削除してください。また、特記すべき事項がある場合、追加で記載してください。